

安全ニュース

自転車の乗車用ヘルメット着用促進

令和5年4月1日より、道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に対し、自転車の乗車用ヘルメット（以下「乗車用ヘルメット」という。）着用努力義務が課されることとなります。自転車に乗るときは”命を守る乗車用ヘルメット”を積極的にかぶりましょう。

【自転車の運転者等の遵守事項】

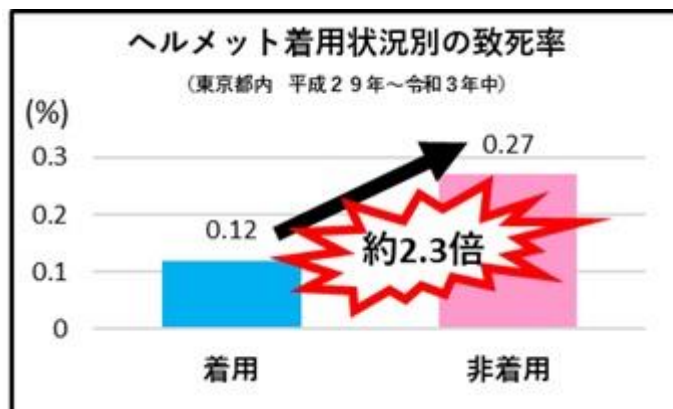
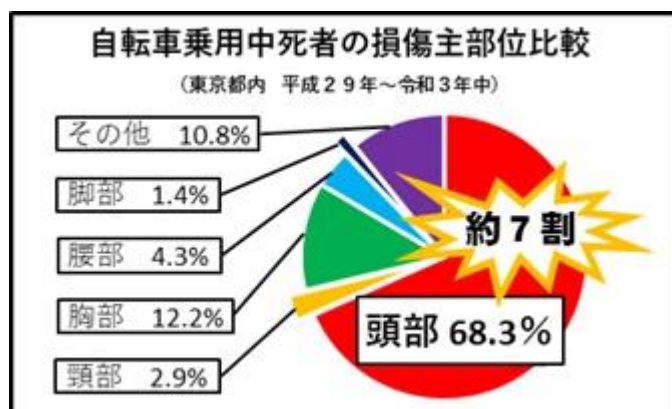
1. 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
2. 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
3. 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

自転車死亡事故の約7割が頭部に致命傷を負っています

自転車事故で死亡した人の約7割（注記1）が、頭部に致命傷を負っています。また、ヘルメットの着用状況による致死率では、着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなっています。

自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守ることが重要です。

（注記1）平成29年から令和3年までの東京都内における自転車乗用中死者の損傷部位の割合



交通事故による被害を軽減するために、子供にヘルメットを着用させることはもちろん、大人もヘルメットの着用に努めてください。

傷害事故報告

発生日	時間	性別	年齢	場所	起因物	事故状況	被災状況
3/2	8:30	男	82	新座市 栗原3丁 目路上	交通事故	自転車にて路肩を通行中追い越していったダンプカーが接触。バランスを崩し地面に足を強く突く。	体に違和感、診療を受ける。

交通事故が2件続きました。交差点の横断や路肩の通行時に思わぬ形での事故となっています。周囲の状況を注視するとともに、自転車に乗る際はヘルメットの着用をお願いします。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和3年度	0	0	0	1	1	1	0	1	1	3	1	1	10
令和4年度	0	1	3	2	2	1	2	1	0	1	0	1	14

脳を活性化して、いきいき生活

間違いを10個見つけましょう！（『交通脳トレ3カ月』社団法人 日本自動車工業会）

